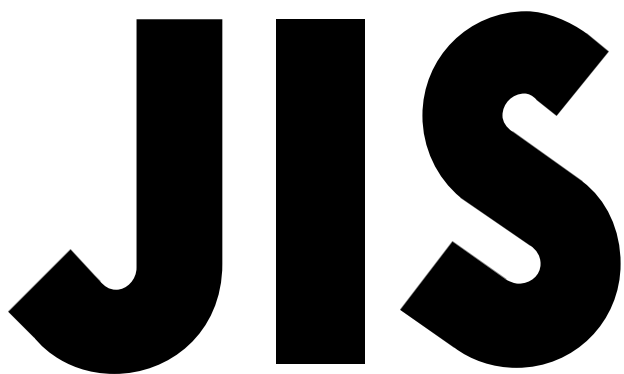




家庭用及びこれに類する用途の
固定電気設備の電気アクセサリ用の
ボックス及びエンクロージャー
第 22 部：接続用ボックス及び
エンクロージャーに対する個別要求事項

JIS C 8462-22 : 2025

(IEIEJ/JSA)

令和 7 年 4 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	松 木 隆 典	電気事業連合会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.1.20 改正：令和 7.4.21

官 報 掲 載 日：令和 7.4.21

原 案 作 成 者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル TEL 03-6206-2720)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	4
5 試験に関する一般要求事項	4
6 定格	4
7 分類	5
8 表示	5
9 寸法	6
10 感電保護	6
11 接地の準備	6
12 構造	6
13 耐劣化性並びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護	7
14 絶縁抵抗及び耐電圧	7
15 機械的強度	7
16 耐熱性	8
17 沿面距離、空間距離及びシーリング材を通した距離	10
18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性	10
19 耐トラッキング性	10
20 耐食性	11
21 電磁両立性（EMC）	11
附属書 AA（参考）接続ボックス及びエンクロージャの例	12
附属書 BB（参考）定義の根拠としての接続装置の概要	13
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	14
解 説	16

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電気設備学会（IEIEJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8462-22:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8462 規格群（家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8462-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8462-21 第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

JIS C 8462-22 第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の 電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー

第 22 部：接続用ボックス及び エンクロージャに対する個別要求事項

Boxes and enclosures for electrical accessories
for household and similar fixed electrical installations—
Part 22: Particular requirements for connecting boxes and enclosures

序文

この規格は、2003 年に第 1 版として発行された IEC 60670-22 及び 2015 年に発行された Amendment 1 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

この規格は、JIS C 8462-1:2021 と併読する規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

この規格の箇条などの番号は、JIS C 8462-1:2021 と対応している。JIS C 8462-1:2021 に対する変更は、次の表現を用いた。

- “追加” は、JIS C 8462-1:2021 の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を追加することを意味する。
- “置換” は、JIS C 8462-1:2021 の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を置換することを意味する。

JIS C 8462-1:2021 に追加する細分箇条番号は、JIS C 8462-1:2021 の箇条番号の後に“101”からの番号を付け、図番号及び表番号は、“101”からの連続番号を付ける。追加する附属書番号は、AA, BB などと記載する。

1 適用範囲

この規格の適用範囲は、次によるほか、JIS C 8462-1:2021 の箇条 1 による。

JIS C 8462-1:2021 の箇条 1 の“ボックス及びエンクロージャは、”で始まる段落の後に、次を追加する。

追加